

# News Release

平成 30 年 4 月実施の生命共済仕組改訂について

## 生活障害共済

働くわたしのささエール  が新登場！

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、平成 30 年 4 月 1 日より、身体に障害が残ったときの収入減少などに備えられる生活障害共済『働くわたしのささエール』を新設いたします。

### 1. 仕組開発の目的

身体の障害により、今までどおり働けなくなった場合は「収入が減少するにもかかわらず、生活費・養育費・住宅ローン等を支払い続ける必要がある」こととなるため、家計への負担が大きくなります。

特に、農業者の皆さまは、身体に軽度な障害が残った場合でも農業経営に影響が生じるため、共済による経済的な備えの必要性はさらに高くなります。

このような背景から、組合員・利用者の皆さまにこれまで以上に万全な保障を提供するとともに、農業者の皆さまが安心して農業に専念いただくことができるように、身体に障害が残ったときの収入減少などに備えられる「生活障害共済」を新設します。

#### <参考 1> 農業経営から見た保障の必要性

J A 共済連が農業者の皆さまに対して実施した調査では、身体に障害が残った場合、障害の軽重にかかわらず 9 割近い方々が「経営の見直しが必要」または「離農せざるを得ない」とお考えでした。そのうち、約 6 割の方に「共済が農業の維持・離農防止につながる」とお答え頂いております。

(JA 共済連調査 販売農家 1631 名を対象に平成 29 年 2 月実施)

身体の障害による農業経営への影響	重度の身体障害	軽度の身体障害
1. 影響は無い	9.0%	12.6%
2. 経営見直し※・離農せざるを得ない	<b>91.0%</b>	<b>87.4%</b>
⇒ 共済が農業の維持・離農防止につながる	<b>59.1%</b>	<b>54.7%</b>

※「経営見直し」とは、事業規模の縮小や従業員の新規雇用等をいいます。

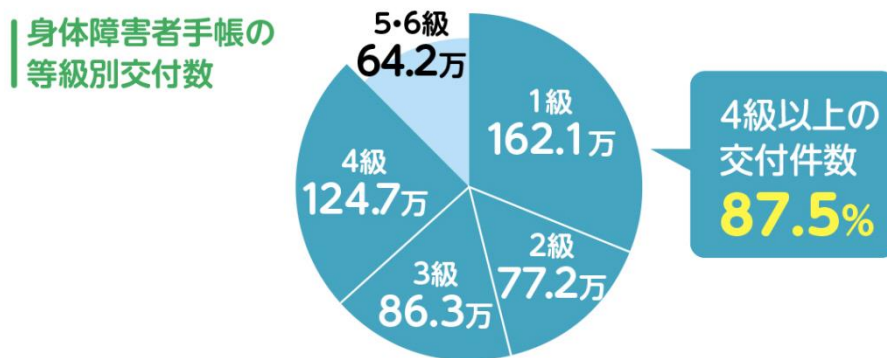
## 2. 生活障害共済 仕組みの特長

### (1) 身体の障害を幅広くカバーします！

原因が病気かケガかを問わず、身体障害者手帳制度における1～4級を幅広く保障します。

#### <参考2>身体障害者手帳の等級別交付数

平成28年度末時点の認定者のうち、約87.5%が1～4級の身体障害者手帳の交付を受けています。



(厚生労働省「平成28年度福祉行政報告例」をもとに JA 共済連作成)

### (2) 身体障害者手帳制度（公的制度）に連動したわかりやすい保障です！

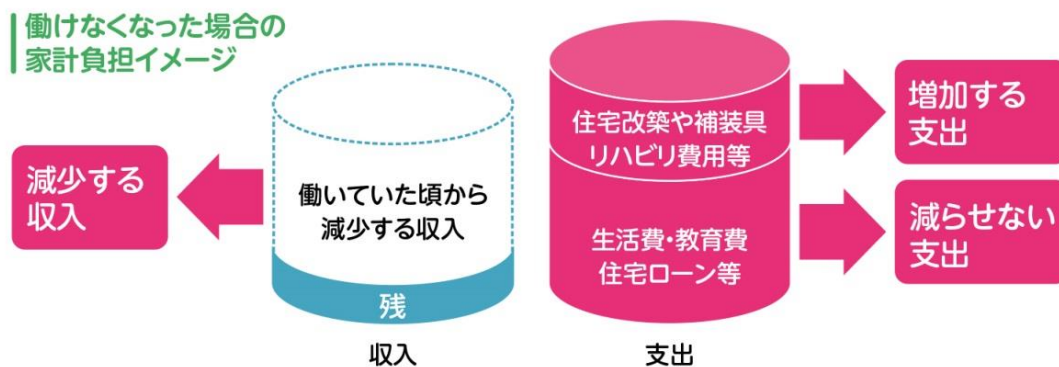
身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳制度と連動した、わかりやすい保障です。

同制度における1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合に共済金等をお支払いします。

### (3) 経済的リスクの性質に応じた2タイプのプランを用意！

収入の減少への備えに適した「継続的にささえるプラン（定期年金型）」、住宅の改修、歩行具等の器材購入などに伴う支出の増加への備えに適した「まとまったお金でささえるプラン（一時金型）」を選択できます。

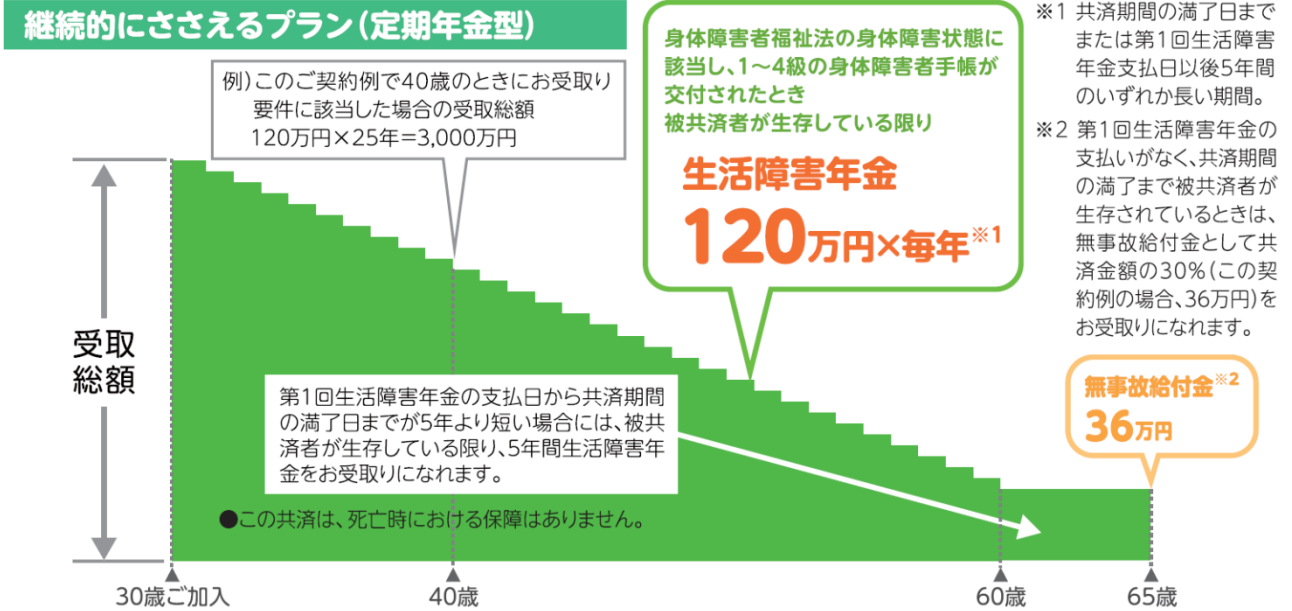
両タイプにご加入いただくことで、より充実した身体の障害保障を確保することもできます。



## ○「継続的にささえるプラン（定期年金型）」

[ご契約例]

加入年齢 : 30歳  
 共済金額 : 120万円  
 共済期間 : 65歳満了  
 特約 : 指定代理請求特約



共済掛金例：月払い、口座振替扱い

加入年齢	男性	女性
30歳	5,140円	4,816円

## ○「まとまったお金でささえるプラン（一時金型）」

[ご契約例]

加入年齢 : 30歳  
 共済金額 : 300万円  
 共済期間 : 65歳満了  
 特約 : 指定代理請求特約

### まとまったお金でささえるプラン(一時金型)



共済掛金例：月払い、口座振替扱い

加入年齢	男性	女性
30歳	873円	753円

### 3. 生活障害共済の仕組みの概要

生活障害共済の仕組みの概要は以下のとおりです。

	継続的にささえるプラン (定期年金型)	まとまったお金でささえるプラン (一時金型)
加入年齢	15歳～75歳	
共済期間	50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳満了	
共済金額	12万円～360万円※	50万円～3,000万円
保障内容	<p>①生活障害年金</p> <p>【第1回生活障害年金】 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1～4級の障害に該当し、その障害に対し、同法に基づき1～4級の身体障害者手帳が交付された場合にお支払いします。</p> <p>【第2回以後の生活障害年金】 被共済者が次のいずれか長い期間において到来する第2回以後の生活障害年金支払日に生存していた場合にお支払いします。 ア. 第1回生活障害年金支払日以後5年間 イ. 共済期間の満了日までの期間</p> <p>②無事故給付金 被共済者が共済期間が満了するまで生存していた場合にお支払いします。ただし、第1回生活障害年金が支払われた場合を除きます。</p>	<p>○生活障害共済金 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1～4級の障害に該当し、その障害に対し、同法に基づき1～4級の身体障害者手帳が交付された場合にお支払いします。</p>
付加できる特約	・指定代理請求特約	・指定代理請求特約 ・共済金年金支払特約

※「継続的にささえるプラン(定期年金型)」の共済金額の最高限度額は、加入年齢やご職業により異なります。

以 上